

山形県、全国農業協同組合連合会山形県本部及び株式会社 J T B との農業と観光との連携による農業人材創出に関する連携協定書

山形県、全国農業協同組合連合会山形県本部及び株式会社 J T B（以下「三者」という。）は、山形県内における農業と観光との連携により、山形県内の農業人材創出の取組みを円滑に推進していくため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三者が、緊密な相互連携と協働により、農を起点とした関係人口の創出に向け、労働力問題や地方創生など農業や観光などに関する様々な課題に適切に対応することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 三者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）首都圏などから農業に興味のある企業や人材（以下「首都圏の人材等」という）を山形県に呼び込むための取組みに関する事
- （2）山形県内の農作業労働力のニーズ把握による、首都圏の人材等に対する効果的な手法の検討及び実施に関する事
- （3）首都圏の人材等と山形県内の農業や他産業との交流促進に関する事
- （4）山形県産農産物などの地域資源やイベント情報について、それぞれが有する店舗や広報誌、SNS などによる周知を行う事
- （5）首都圏の人材等が山形県の農村部を訪れ、農作業の体験や農業者と交流する旅行商品造成などの取組みに関する事
- （6）その他、農や食を起点とした関係人口の創出に向けた取組みに関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項については、別途協議するものとする。

（守秘義務）

第 3 条 三者は、本協定に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更等）

第 4 条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、三者が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和9年3月31日とする。
ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに三者が協議し、必要に応じ期間を延長することができる。延長の期間は最大1年とし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、三者が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和5年3月22日

山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事

吉村 美栄子

山形県山形市七日町三丁目1番16号
全国農業協同組合連合会山形県本部
運営委員会会長

折原 敬一

東京都品川区東品川二丁目3番11号
株式会社JTB
代表取締役社長執行役員

山北 栄二郎